

が け に 関 す る 調 書

- 本調書は、三重県建築基準条例第6条に適合していることを明示するものです。
- 「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（擁壁、工作物を含む）で、その高さが2メートルを超えるものをいいます。
- 申請建築物の敷地に「がけ」がある場合は、下記の該当する箇所に○印を付してください。
- 配置図にがけの該当位置を明示し、がけ付近の断面図を添付してください。また、必要な場合は関係図書や検討資料を添付してください。（三重県建築基準法施行細則第4条）

(1)	2H確保（建築物が、がけの下端又は上端からその高さHの2倍以上離れている場合。）	
(2)	がけ等の安全性確認	
	① 切土(自然崖を含む)によるがけで、土質によりその勾配が一定の範囲内にあり、安全上支障がないことを確認。	
	② がけが硬岩盤で、安全上支障がないことを確認。	
	③ 土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い安全を確認。	
	④ 宅地造成等規制法施行令に適合する擁壁。〔 築造年月日 年 月 日 〕	
	⑤ 建築基準法による擁壁。 (工作物の検査済証) 〔 検査済証番号 検査済証交付日 年 月 日 〕	
	⑥ 都市計画法による開発時に築造された擁壁。〔 検査済証番号 検査済証交付日 年 月 日 〕	
(3)	建築物等による対策	
	① 建築物をがけの上に建築する場合で、建築物の基礎ががけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に達することを確認し、かつ、安全上支障がないことを確認。	
	② 土砂災害特別警戒区域内のがけ下に建築する場合で、がけ側の外壁等又は門若しくは塀を令第80条の3に適合する構造とし、安全を確保。	
	③ がけ下の建築物でがけと建築物の間に、令第80条の3に適合する構造の流土止を設ける。	
	④ がけ上の建築物の基礎杭又は地盤改良等を安息角線以深に到達させ、かつ工種、工法ごとに安全性を確認のうえ所管行政庁と協議済。	
協議内容・所見等	<input type="checkbox"/> 擁壁の有害な沈下、はらみ出し、出水、ひび割れ等がなく安全を確認【(2)-④～⑥の場合は必須】	

参考：三重県建築基準条例解説2016年版 三重県建築行政会議

崖と擁壁（ガイドライン） 四日市市都市整備部建築指導課

改良地盤の設計及び品質管理における実務上のポイント 一般財団法人日本建築センター

※上記内容が設計図書に記載されている場合は、本調書の添付は不要です。

設計者

印